

様式第9号（第11条関係）

一般廃棄物処理業許可証

許可番号

京田辺市一廃許可処分8混第1号

住 所 京都府宇治市伊勢田町名木三丁目1番地の57

氏 名 ホームケルン株式会社

代表取締役 国本 武

令和8年9月8日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、次の条件を付けて許可する。

有 効 期 間	令和8年10月3日から令和10年10月2日まで
許 可 業 務	一般廃棄物処分業（混合ごみ（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず））
事 業 場 （営業所）の所 在 地 及 び 名 称	京田辺市大住池島48番1、53番1、54番5、浜105番1、5番2、5番4、4番1、1番 ホームケルン株式会社 ecoヴィレッジ
そ の 他 の 条 件 等	裏面のとおり

令和8年10月1日

京田辺市長 上 村



許可番号	京田辺市一廃許可処分8混第1号
------	-----------------

その他の条件

- 1 許可業務を実施するにあたり、関係法令を遵守するとともに、苦情がないように地域住民にも十分配慮すること。
- 2 許可業務及びその関連する業務に関し、京田辺市長の指示に従うこと。
- 3 許可業者が関連する事故等が発生した場合、速やかに京田辺市長に報告すること。
- 4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の3及び第7条の4の規定に従い、京田辺市長は、許可業者がその許可に際して付した条件に違反した場合、その事業の停止を命令し、または許可を取り消す。
- 5 事業場に京田辺市以外から発生した一般廃棄物を受け入れる場合、処理残さについては適切に排出市町村において処分すること。